

凡例

☎ 問合せ(申込先)

HP ホームページアドレス

Eメールアドレス

「中央区地域福祉活動計画」を策定

地域における福祉課題の解決を目指して、住民、ボランティア団体、福祉施設、事業者、行政、社会福祉協議会などが連携して取り組む「中央区地域福祉活動計画」を策定しました。

える機会となり、地域活動や団体活動への参加や、分野を超えて地域課題の解決に取り組むきっかけとなるよう一層のご協力をお願いします。

内容

- ・基本理念
- ・新しいつながりと支えあいを創る「一人ひとりが自分らしく、安心して暮らせるまちをめざして」
- ・基本目標

本計画の主人公は、地域福祉の担い手であり受け手である区民の皆さんです。そして社会福祉協議会は皆さんの主体的な活動を支援する役割を果たします。この計画が地域におけるつながりについて考

「地域の課題を発見する仕組みづくり」「地域の課題を解決する仕組みづくり」

「地域活動に参加しやすい仕組みづくり」「地域福祉の担い手の発掘・支援」「企業とのタイアップ」「気軽に立ち寄れる居場所・拠点づくり」

マイナンバーカード(個人番号カード)の交付

交付通知書を受け取った方へ

り方法

別表2のとおり

注意事項

区役所本庁舎1階(総合窓口係)に臨時交付窓口を開設し、交付通知書が届いた皆さんにマイナンバーカードを交付しています。

・マイナンバーカードの顔写真を確認するため、必ずご本人がお越しください。15歳未満のお子さんや成年被後見人の方は、保護者など法定代理人の同伴が必要です。

別表1

申請時期	J-LISから区へのマイナンバーカードの納品予定時期
1月下旬～2月上旬	3月下旬
2月中旬～下旬	4月上旬

◎J-LISのマイナンバーカード総合サイトの情報より。

ください。

◎詳しくは、区から郵送する交付通知書をご覧ください。マイナンバー通知カードは届いていますか

税や社会保障の手続きに際し、会社や区役所などでマイナンバーの提示などが求められます。

- ①マイナンバーカードは、申請に基づき、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)で順次作成されます(別表1参照)。
- ②作成されたマイナンバーカードは、区に郵送され、区でマイナンバーカードの交付前設定(検品)を行います。
- ③設定後、順次区から、申請者の住民票の住所に交付通知書(普通郵便・転送不要)を郵送します。
- ④交付通知書の案内に基づき区役所で交付手続きを行います。

・カード交付の際、すでに区外に転出されている場合は、交付できません。新住所の区市町村で再度、申請して

昨年11月に全世帯に郵送した通知カードは、宛て所なしや不在のため受領されなかった場合、区に返戻されています。まだ、通知カードがお手元が届いていない方は、お早めにお問合せください。

別表2

当日受け取り	後日受け取り
本人確認などの手続き後、交付窓口にてご自身で暗証番号を設定の上、カードをお受け取りいただけます。 ◎混雑の状況などにより、長時間お待ちいただく場合や当日お渡しできない場合があります。	本人確認などの手続きのみを行い、お預かりした暗証番号記載票に基づき区が暗証番号を入力し、後日、下記①または②の方法でお受け取りいただけます。 ①郵送(本人限定受取郵便)による受け取り ・カードの郵送前に、日本郵便から到着通知書が自宅に届きます。その案内に従い、「自宅配送」(日付・時間帯指定可)または「郵便窓口受取」のいずれかの方法を選択して受け取ってください。 ・来庁後、おおむね2週間で到着通知書が郵送されます。 ②再来庁による受け取り ・手続きの際に引換証をお渡します。 ・手続きから1週間後以降の開庁日にお渡ししますので、再度ご来庁ください。

◎4月以降、紛失などにより通知カードを再発行する場合は、500円の手数料が掛かります。
☎(3546)5618
FAX(3546)9557

区税納付の猶予制度のご案内

納期限までに区税の納付が困難な方へ

猶予制度とは

納期限までに区税を納付することが困難な方の負担を軽減するため、納期限後一定の期間、区税の納付を猶予します。

軽減内容

- ・財産の差し押さえを受けることなく、1年以内で分割して、区税を納付することができます。
- ・猶予期間中の区税に掛かる延滞金の全部または一部を免除します。

◎区税のほか、区が徴収する個人住民税についても、猶予を受けることができます。

猶予制度の拡充

納税者が利用しやすい制度とするため、平成28年4月から猶予の申請ができる方の範囲が広がります。

困を広げるほか、担保の基準を緩和します。

申請ができる方

- ・次の要件全てに該当する方
- ・区税を一度に納付することにより、生活の維持や事業の継続が困難になる方
- ・納期限から6カ月を過ぎた区税すでに猶予を受けている区税を除く)の未納がない方

◎申請は区税の納期限から6カ月以内に行ってください。また、申請の際、「担保提供書」や「財産目録」などの書類の添付が必要となります。

◎災害や病気・けが、事業の休業止などの理由によって区税の納付が困難な方は、区税の納期限から6カ月を

過ぎた後でも、納期限からの経過期間にかかわらず未納の区税全てについて、猶予の申請ができる場合があります。

担保の基準

猶予を受けるには、原則として不動産などの担保の提供が必要ですが、次の場合には、担保の提供が不要となります。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3カ月以内である場合
- ・担保を提供することができない特別な事情がある場合

◎その他、猶予制度や分割納付に関してご不明な点がございましたらご相談ください。

☎(3546)5279
区税務課係

柏学園開放

あふれる自然に春の訪れ

4月2日(土)・3日(日)

毎年、桜の咲く時期に区民の皆さんに開放している柏学園は、中央区から電車で約1時間、豊かな自然に囲まれた校外学園です。

- ・柏学園では、陽春の訪れとともに草木が芽吹き、花がそこかしこに咲きはじめています。
- ・春いっぱい柏学園へ、皆さんと一緒に過ごしてください。
- 日時 4月2日(土)・3日(日) (雨天実施)
- 午前10時～午後3時30分
- 会場 柏学園

